

第1回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年1月15日（月）

場 所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 2件)

議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について (申請件数 6件)

議案第3号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について
(申請件数 5件)

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 1件)

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 6件)

応召委員（12名）

2番	乙幡	昇治	3番	峰岸	豊
4番	山田	伸一	5番	比留間	望
6番	宮崎	義憲	7番	比留間	孝明
8番	大口	貴司	9番	高橋	文雄
10番	内野	一彦	11番	中村	眞由美
12番	川口	広敏	13番	加藤	武

職務のために出席
した者（事務局）

事務局長	中村 顕治
事務局次長	井上 ひとえ
事務局書記	川島 一利

午後4時5分開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第1回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しており

委 員

ますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

議 長
(加藤 武君)

異議なし。

異議なしと認め、2 番乙幡昇治委員と 7 番比留間孝明委員以上 2 名の方をお願いいたします。

それでは、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2 件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について 2 件の申請がございました。

申請番号 1 番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、当該農地が区画整理事業において換地を受けることにより、新たに税務署に届出をするためであります。

なお、本申請に際しまして加藤委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

申請番号 2 番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、申請番号 1 番と同じく当該農地が区画整理事業において換地を受けることにより、新たに税務署に届出をするためであります。

なお、本申請に際しまして山田委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。本件

8 番
(大口 貴司君)

につきましては、山田委員に係る案件を含んでおりますので、山田委員におかれましては、議案の審議につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

本日、午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ハクサイ、ダイコン、キャベツ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

はい、山田委員。

4 番
(山田 伸一君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、6件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、6件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成14年4月1日に相続し、前回調査は、令和3年1月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成8年4月18日に相続し、前回調査は、令和2年12月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成14年4月30日に相続し、前回調査は、令和3年1月15日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成23年5月13日に相続し、前回調査は、令和3年2月15日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら

議長
(加藤 武君)

農地として利用しているもので、平成5年8月29日に相続し、前回調査は、令和3年1月15日になります。

申請番号6番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成26年4月25日に相続し、前回調査は、令和3年3月15日になります。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。本件につきましては、比留間孝明委員に係る案件を含んでおりますので、比留間孝明委員におかれましては、議案の審議につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、6件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ダイコン、ネギ、チンゲンサイ、コマツナが栽培されておりました。②の農地は、お茶が、③の農地は、ダイコン、タマネギ、ニンジン、ハクサイが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、お茶が栽培されておりました。②の農地は、栗が栽培されておりました。③の農地は、ネギが栽培されており、一部作付け準備中でした。④の農地は、ハクサイ、ホウレンソウが栽培されておりました。⑤の農地は、ニンジンが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、ダイコンが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 4 番の農地でございますが、①の農地は、温室内で苗木が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 5 番の農地でございますが、①から③の農地は、栗が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 6 番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。②の農地は、ナバナ、ネギ、ニンジン、タマネギが栽培されておりました。③の農地は、ナバナ、ブロッコリー、ダイコン、ネギが栽培されておりました。④の農地は、タラの芽、ナバナが栽培されておりました。⑤の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 2 号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、内野委員。

10 番
(内野 一彦君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

はい、峰岸委員。

3 番
(峰岸 豊君)

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

はい、比留間孝明委員。

7 番
(比留間孝明君)

3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

4 番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

はい、高橋委員。

9 番
(高橋 文雄君)

5 番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

はい、川口委員。

1 2 番
(川口 広敏君)

6 番の申請地につきまして、現地を確認しております。
特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 2 号「相続税の納税
猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願につ
いて」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ご
ざいませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につしま
しては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 3 号「農地中間管理事業に係る農地利用集
積計画の承認について」、5 件あります。

事務局
(井上ひとえ君)

事務局より説明いたします。

それでは御説明いたします。

議案第3号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項」の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が5件ございました。

御案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。

申請番号1番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、立川市の農業者でございます。

申請番号2番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の農業者で、隣接地を所有している方でございます。

次の申請番号3番、4番、5番の利用権の設定を受けるものについては、同一の方で本市の認定農業者でございます。

申請番号3番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

申請番号4番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和6年4月1日から

議長
(加藤 武君)

令和11年3月31日までの5年間でございます。

申請番号5番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、ウドが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、立川市の方で、1万㎡ほどの畑で主にウドを栽培し、また各種農機具も所有していることから、問題はないと思われます。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、隣接地を所有している方で、後継者が経営規模の拡大を図っており、問題はないと思われます。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、レタスが、②の農地は、カブが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、作付

議 長
(加藤 武君)

1 0 番
(内野 一彦君)

議 長
(加藤 武君)

4 番
(山田 伸一君)

議 長
(加藤 武君)

1 2 番
(川口 広敏君)

議 長
(加藤 武君)

委 員

け準備中でした。

申請番号 5 番の農地でございますが、①の農地は、ネギ、キャベツ、ブロッコリーが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 3 番から 5 番の申請人については、同一の方で、認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われます。

以上のことから、議案第 3 号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、内野委員。

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

はい、山田委員。

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

はい、川口委員。

3 番から 5 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

他にございませんか。

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第3号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件申請がございました。

本件は農地法第4条第1項第7号の規定に基づく申請でございます。申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、共同住宅でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、乙幡委員。

2番
(乙幡 昇治君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了します。

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、6件あります。

事務局
(井上ひとえ君)

事務局より説明いたします。

それではご説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、6件ございます。本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。

転用目的につきましては、申請番号1番から4番が一般住宅、申請番号5番が駐車場、申請番号6番が分譲住宅、事務所でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番、2番、4番の届出地につきましては、私から報告します。

現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく申し上げます。

他にございませんか。

はい、乙幡委員。

2番
(乙幡 昇治君)

3番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

5番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

なお、6番の届出地につきましては、私から報告します。荻野委員から報告があり、現地を確認して、特に、問題はありませんとのことでした。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第1回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時34分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和6年1月15日

会長

⑩

署名委員

⑩

署名委員

⑩